

第五十一回国会 建設委員会 議 録 第十三号

昭和四十一年三月二十三日(水曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 田村 元君

理事 井原 岸高君

理事 丹羽喬四郎君

理事 逢澤 寛君

理事 大倉 三郎君

理事 佐藤 孝行君

理事 福永 一臣君

理事 森山 欽司君

理事 西ヶ久保重光君

理事 石田 有全君

理事 佐野 憲治君

理事 内海 清君

出席國務大臣

建設 大臣 瀬戸山三男君

出席政府委員

通商産業事務官 (公益事業局長) 熊谷 典文君

建設政務次官 谷垣 專一君

建設事務官 (計画局長) 志村 清一君

建設技官 (河川局長) 古賀雷四郎君

建設技官 (住宅局長) 尚 明君

委員外の出席者

総理府技官 (経済企画庁水資源局参事官) 池田 迪弘君

専門員 熊本 政晴君

三月二十三日

委員山中日露史君及び稻富稔人君辞任につき、その補欠として西ヶ久保重光君及び内海清君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員西ヶ久保重光君及び内海清君辞任につき、その補欠として山中日露史君及び稻富稔人君が議長の名で委員に選任された。

三月十九日

東武鉄道東上線橋梁工事に伴う歩道橋設置に関する請願(天野公義君紹介)(第二〇二九号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二号) 日本住宅公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三号) 河川に関する件

○田村委員長 これより会議を開きます。

住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金融通法の一部を改正する法律案、日本住宅公団法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。三木喜夫君。

○三木(喜)委員 いま委員長の申されました法律案の審議をやる前に、なぜこういう法律案が出されてきたかという経過について伺いたいと思うのです。

宅地開発公団については、四十一年の十一月の十二日、閣議了承になっておりますけれども、これが取りやめになって、こういうような法律案に変わってあるわけです。一応質問の順序として、なぜ変わったかという理由と、それから経過について伺いたいと思います。

○志村政府委員 ただいま先生からお話のござい

ました昨年の十一月の閣僚協議会の決定でございますが、この中におきましては、公的な宅地供給を大幅にやるべきである、そのためには機構の整備も必要であるという趣旨の閣僚協議会の決定をいたしましたわけでございます。その組織の問題につきましては、宅地開発公団を新設するというふうな案を私も持っておったわけでございますが、閣僚協議会の決定事項の中においては、必ずしも宅地開発公団を新たに設けるという決定まではいたしてないわけでございます。その後、予算折衝等をいたしました際にございまして、現在のよう

な、公債まで発行して予算を編成するという時期において、組織の新設等いたすに組織を広げることに付いては疑問があるということが一点と、宅地開発を推進してまいりますためには、新しい組織をつくり出すと、多少タイムラグがござい

ます。それらを防ぐために、さしあたり日本住宅公団の機構を拡充していくという方向で考えたらどうかということになったわけでございます。今回の住宅公団法の一部改正は、さような趣旨で内容が組まれたわけでございます。

○三木(喜)委員 いまの御答弁の中に、機構を拡充することに疑問があるというお話がありました。が、どういう疑問ですか。

○志村政府委員 私の申し上げましたのは、公債まで発行する段階において、新しい公団を設立するのは差し控えたほうがよいという趣旨でございます。

○三木(喜)委員 それでは大臣にお伺いいたしますが、ああいうような理由で新しい組織機構をつくることについて取りやめになったようでございます。聞くところによると、建設省は今回のこの

いう決定について非常に不満である、したがって来年度は何としても宅地開発公団を新設するのだという強い決意があるように聞いておるわけであ

りますが、大臣はどう思っておられるか、建設省としてはどう対処せられるか、その点をお聞きたい。

○瀬戸山國務大臣 計画局長からお答えしておったかと思いますが、私どもは、この住宅政策を進めますについて当然にその前提となる宅地をつくるということ、これはもう非常にむずかしいこと

で、しかも非常に大事な前提でありますから、大量に用地を取得しあるいは開発する、こういう場合に、このむずかしい仕事にはどうしても新しい専属と申しますか専任の機関をつくって、それこそ強力にその仕事を進める必要がある、こういう考え方で、宅地開発公団というふうなものをつく

る必要がある、かように考えたわけでございまして、それを推進いたしましたのであります。先ほど来局長から御説明いたしておりましたように、政府といたしましては、いろいろ議論がござい

けれども、今年から七千億余の公債を発行して財政をまかなう、そういう一つの借金でありますから、こういう際に、行政機構についていろいろ問題がある際に、新たに部局を増設する、また新たな機構をつくるということは、国民に対する政府の姿勢

というものについてもいかにであらうか、これがいろいろ議論されたわけであります。なるほど新時代に適応する部局も必要であるし、またあるいは機関も必要であるかもしれぬが、こういうように国民に公債に対する協力を求めて政治を進めようとする場合に、できるだけそういうものは努力

によってまかなうという姿勢が必要ではなからうか、こういうことで新しい部局、機関の新設というものはこの際しんぼうしよう、こういうことも私は政治として重要な考えだと思っております。と同時に、先ほど申し上げましたように、新機構をつくって法律を制定いたしますと、どうしても半年

す。御承知のとおりに今年度は経済の停滞をどうしても早く回復したい、それで早く事業の執行に当たりたい、公共事業を四十一年度の前期に大部分消化したい、こういうこととかみ合わせまして新機構によってやるという事は、考え方とすればよろしいけれども、そういう点からいってもかえって今年度は逆効果になるおそれもある。これは公団、公庫に、これでは不十分であるかもしれないが専属の副総裁あるいは理事等を入れて、それによって強化して、まず進めてみよう、ざっくりやらなところ、こういうことであります。したがってこれは、住宅政策は今後相当長期にわたってしかも急ぐ仕事でありますから、新しい機構必ずしも悪いという意味ではない、こういう立場でああいう措置をとりました。今年度はこれで最大の努力をしまして、まだまだ私どもは新機構というもののについてこの考えを捨てておるわけではありません、政府全体がそういう機構が不適当である、こういう基本的な考えでこれを新設しなかつたということでもないのだから、今後やはりさらに検討を加えて努力をしたい、こういうことでございます。

○三木(喜)委員 事情は大臣の御答弁で明快になりましたが、国債発行をしておる今日の状況では建設省の努力によって、また内閣、政府の努力によって現状を維持して、その中で所期の目的を達していききたい、そのためにはこういう方法によって国民に誠意を示したい、こういうことでございますが、なお検討を加えて対処したいというお話でありますけれども、私の質問は、建設省はこの措置について非常に不満である、したがって来年度はどうしてもこれを再度要求するのだという強い決意がある、それをやり切られる、そういう意向があるかどうか、これをお聞きしておるので、その点がぼけてしまったのですが、どうでしょう。

○瀬戸山国務大臣 来年度はさらにこの構想を生かしたい、かように考えております。

○三木(喜)委員 わかりました。

宅地の造成が非常に困難で、その取得、開発も非常に困難をきわめておるということが中心で、ういふものをつくらうとされておるわけなんです、さて宅地の需要に対処する量に主眼点を置くならば、こういうような施設も機構も考えられると思うのですけれども、私はやはり熊師が山を見ないというようなそしりもこのやり方の中にあるのではないかと、このことを憂うものです。しかしその前に、土地需要の見通しをどのように立てておられるか、そのことからひとつお聞きしたいと思うわけでありまして、長期の計画の需要量は大体一億七千万坪と計算されておりますが、さてどのような計画でこれを実現していこうとされておるか、それを明らかにしていただきたい。

○志村政府委員 宅地の長期需給の見通しでございますが、住宅五カ年計画では五カ年間で六百七十万戸住宅を建てたい、こう考えておるわけでございまして、それらのうちには建てかえの建物もございまして、あるいはすでに宅地になっておりまして、空地で残された分もございまして、それらを利用して、空地で残された分もございまして、それらを利用した分は、新しく宅地を造成する必要がある分は大体二百九十万戸ぐらいいではないかと推定されるわけでありまして、二百九十万戸分の住宅の敷地といたしますと、この五カ年で約一億四千万坪程度にならうかと存じます。これらの新しい宅地の造成につきましては、従来公団あるいは公共団体等によるいわば公的な宅地開発、それから民間の土地区画整理組合あるいは宅地業者等による民間の宅地開発等が行なわれておりましたが、この五カ年間にあつては、公的色彩の宅地開発をできるだけ伸ばしてまいりまして、この一億四千万坪の大体半分程度を公的な宅地開発、半分程度を民間宅地開発というように進めたい、こう考えておるわけでございます。

○三木(喜)委員 開発するのにはいままでの方法では思ふようにいかないということで、建設省は宅地開発公団と宅地造成信用保証協会の構想を打ち出しておるわけなんです、さていままでの方法では思ふようにいかないという、このいままで

の方法と、こういう構想を立てて思ふようにいく方途についてお伺いしたい。

○志村政府委員 まず民間の宅地造成関係でございますが、従来土地区画整理組合に対しましては、公共団体がつなぎ資金をお貸しする場合に、国が公共団体に対して無利子の金を貸し付けるといふ方式をとつてまいりました。これも漸次拡大をしております。また民間の宅地造成につきましては、宅地造成事業法等によりまして、宅地造成が円滑にいくように指導してまいっているわけでございまして、問題になりますのは、民間の宅造につきましても、優良な資金がなかなか得にくいという問題があります。したがって民間宅造業者が優良な資金を得やすいような方法として、先ほど先生御指摘になりました融資保険の制度を拡充するというところにきめたわけでございまして、すなわち住宅金融公庫に一億円の基金を追加いたしました、これによりまして民間宅地造成業者が金融機関から資金を借りる場合に八〇%を保証するというふうなことに考えておるわけでございまして、こういう制度によりまして、民間宅地造成業者に優良な資金がまいると、宅地造成の推進をはかると同時に、優良な宅地の造成が考えられるかと存じます。

また公的の宅地開発関係でございますが、公共団体等が行なう土地区画整理に關しまして、地方債のワケをつくりましてこれを推進しておるわけでございまして、そのほかに、住宅公団におきまして、宅地開発のための仕事を相当大幅にやつてまいっております。しかし住宅公団における組織が、理事一名というふうなことでございまして、必ずしも膨大な宅地開発をするために十分な組織を備えていないのが一つの難点でございます。宅地開発は御存じのようにいろいろな問題がからみ合うむずかしい問題でございますので、この機構を十分整備してまいることによって、宅地開発が大いに推進されるのではないかと考えております。すなわち本法案にございしますように、担任の副総裁を置き、また理事二名を追加する、そうし

て部局を整備するという方向で考えてまいっておりますわけでございます。

○三木(喜)委員 私が本日お伺いしたいところの主眼点というのは、前に建設省が計画されて現状に修正されておるわけですね。さきに立てられた案というものが、はたして宅地開発事業の難事業をうまく切り開いていく要素を持つておるかどうかということなれば、私たちが社会党といつたにしても、こういう公団、公庫の増設といつたことについては反対であります、しかしながらこの喫緊の事業をやるためには、それについても考慮しなければならぬ、検討しなければならぬといふ考えを持っておるわけですから、前の計画といつた修正されておる計画と対比しながらお話をいただきたいと思つたのです。いまの局長のお話は、たとえば宅地造成事業の最大の悩みの種は金融である。政府と宅地造成業者が折半で出資して、約十億円の基金をつくつて、そうしてそれを運転していこう、こういう構想が持たれておるわけなんです。それが今度は修正されておるわけなんです、この二つを対比しながらその利害得失といふものをお話しただけなれば、冒頭に私が言いましたことをうかがい知ることができない。すなわち大臣も決意を述べられましたように、来年度は新公団を再度要するのだ、こういうお考えでありますけれども、そのことが生きてこないと思つたので、その辺の事情をもう少し明快にお答えをいただきたいと思つた。

○瀬戸山国務大臣 まず宅地開発公団の問題ですが、御承知のとおりいまの日本住宅公団は家を建てるのが主眼という形になっております。そのほかにもちろん家を建てるのに宅地を取得し、あるいは造成する、家を建てることに応ずる宅地を造成する、そのほか他に分譲したりあるいは貸したりする住宅団地あるいは工業団地等もやっておりますけれども、しかしとも住宅を建てることに主眼を置いた組織として日本住宅公団が設置された。ところが先ほど申し上げましたように、何

しる宅地取得というのは非常にむずかしい、造成もむずかしい。しかもこれは大規模にやらなければならぬ。同時に、従来は平面的な住宅地あるいは工業敷地等をつくるだけで、これを道路、交通あるいは上下水道等いわゆる一つの町としてつくるといふ觀念がやや薄かった。そういう点をあわせて一つの町をセットとしてつくる。道路も整備し、あるいは上下水道、公園等も整備して大規模なセット的なものをつくる必要がある。そうではないと、各地に問題が起るおそれがある。事態は御承知のとおりであります。それについてはやはり家を建てるのとそういう大規模な土地造成、いわゆるセットづくりをするのと兼業と言つてこれからはちよつとことが適していないかもしれませんが、そういう考え方はだめだ。これはむしろ家を建てることは、土地さえあればやや簡単であるけれども、町づくりのセット的なものをつくるということは片手間でだめだ。真剣に打ち込んで容易なことではないのに、そういうことじやだめだといふことが、宅地開発公園というものをつくつてやろうという考え方の基礎であります。

そこで、先ほど申し上げました事情で、これは四十一年度実現は見送りましたけれども、そういう意味で今度は陣容も、もちろんこれで十分でないかもしれませんが、できるだけのことと補足し、同時にこの法律改正にも出ておりますように、道路、上下水道あるいは関係地域に河川があれば河川あるいは公園等も現在の日本住宅公園でつくり得るといふ権限といふことが、機能を与える。同時にそれについての予算的裏づけも一方ではいたしているわけでございます。これは先ほど申し上げたように、まずこれでやってみようという趣旨でやっております。同時に、民間の宅地造成といふものが非常なウェイトを持っている。これが大いに活用しなければならぬ。それについては金融面等について——ただおやりなさいだけでは適当な宅地造成等ができない。いろいろ問題を起している。ほかにこれを規制する法律もでき

ておりますけれども、これは実施後日なお浅い、

こういふ状況でありますから、初年度国から七億五千万、民間もこれに非常な熱意を持ちまして七億五千万出して、十五億くらいはゆる融資金制度をつくつて、それに政府が保証する、こういう制度をつくつて、民間宅地造成を強力に進める必要がある。この二本立てでいこうというのが宅地造成についての私の考え方でございます。ところが先ほど申し上げましたように、借金をして財政の大転換をする初年度で、何か機構ばかりふやすということは必ずしも政治の姿勢として国民の皆さんに申しわけない気もする。この問題だけであります。なんでしょうか、ほかにこのいろいろな種類のものがありますから、なべてこしは努力によつてやつていけ、こういうことになりまして、財政の都合もありますから、しかも融資保険の制度については、私も初年度七億五千万くらい必要であるといふことであります。が、なお金融公庫に別に従来からやっておりますものとして三億ありますから、それと合わせて——一応住宅公団のほうも副総裁をふやし、理事二名を追加して、その方面の担当部局を強化しようといふことをやつたのだから、この際融資基金と申しますか、そういう協会の新設も見送つて、住宅金融公庫の今日までやっております保険部局に億の追加をして、それでこしはまかなつていこうじゃないか、こういう違いであります。したがつてこれは来年度やるときには両々相まって、公的な宅地造成についても強力な組織をつくる、また制度をつくる、あわせて民間についてもそういう制度をつくる、こういうことが適當である、私もはかばかに考へておるわけでございます。

○三木(書)委員 中心的な考へ方がかなり明確になつてまいりましたが、その中で、いま建設大臣が言われた町を一つのセットとして土地を開拓していく、また宅地を開拓していく、こういう考へと、それから民間業者の宅地開発事業を促進する意味においてその措置が必要である、このことはよくわかつたのです。それなれば私は先行するものが、ここにもあつておられますけれども、首

都圏整備法とか、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律とか、こういう法律も入れ法律がたぐさんあります。これら全部一括して、整理統合して、その目的に見合うような方法が先行しなければ、法律案の改正が先行する、あるいは独立立法をつくるのかといううなことが先行すべきではないかと思つたのです。その点についてはどうお考えになりますか。

○志村政府委員 先生のおっしゃるとおり首都圏整備法、都市計画法等いろいろございまして、新しい宅地を開発する場合におきましては、それらの法律にのっとりまして、土地区画整理事業あるいは新住宅市街地開発事業といふふうなもので施行していただくわけでございますが、なお基本的には土地全体の利用計画といふふうな問題が大きな課題であることはそのとおりだと存じます。これらの点につきましては、現行の首都圏整備法なり、あるいは都市計画法ではまだ足らぬ点もあるかと存じますので、ただいま宅地審議会におきまして土地利用部会というものを設定いたしました。十分慎重に審議をし、その結論に応じて新しい法制等も考へてまいりたいと存じている次第でございます。

○三木(書)委員 私がお尋ねしている意味は、主客転倒してないかという意味合いで申し上げておるのです。住宅建設の五カ年計画ができ、それを裏づけする法律がいま出ようとしておるわけなんです。しかし、いまお話にありましたように、その前に土地利用計画法なるものをつくらなければならぬのじゃないかと思つたのです。それはさつきも申しましたように、地価対策閣僚協議会でその問題も話に出なければならぬはずが見送られてしまつておるわけです。幾ら住宅の五カ年計画を立てても、その立てる足元の土地がどういふ計画であるかという、そういう見取り図を立てて、それを裏づけする法律をつくらなければこれはだめじゃないか。その法律をつくるためには、いままでもその関連の法律があると思うのですが、これを全部統合していかなかったら強

力な施策は推進できないと思つたのです。大臣の言われました町を一つのセットとしていく、私はこの考えはいいと思つたのです。非常に賛成なんです。それならそういう法律を手直しするだけではいけないのじゃないか。今度のこのやり方は、目標は非常に大きなところに置かれて、宅地開発公団をつくられておりますけれども、そのやり方は手直し程度に進められておるところに一つの盛り上がりはなかつた原因があるのじゃないかと思つたのです。その点はどういうふうにお考えですか。

○瀬戸山国務大臣 私、三木さんと全く同感なんです。おっしゃるとおりだと思つております。ところが、土地利用計画を立てて、それからそれに關する法律をつくるということはなかなか各般の検討を要します。これはいま準備を進めております。どうせこれをつくらないといふ日本の土地政策というのは本物にならない。けれども、何しろ住宅をつくるということは非常に緊要の課題でありますから、私は順序はいまおっしゃつたとおりだと思つたのですが、政府は住宅は従来からやっておりますし、公団等で宅地造成等いろいろやっておりますけれども、先ほども申し上げたように、いゝわゆる一世帯一住宅といわれておりますけれども、この難事業を一日も早く目的を達成することが好ましい、そういう状態でありまして、非常にもむずかしい土地政策を検討して、そういうものから順序立てて整備していくといふこととやや矛盾があり、撞着がありますけれども、それはそれとして時間がややつてもいいと思つたのです。これをやうちうちやうちやうちといふつもりはございせんけれども、しかし、現に家を建てなければならぬ宅地といふものは現在もやっておりますけれども、それをひとつと一歩前進してやる必要がある、こういうつもりが宅地開発公団の考へ方であり、それが変形していま御審議を願つておる法律となつておる。先ほど局長が申し上げましたように、現在の都市計画法は大正八年にできて、その後何回か部分的には改正

しております。そのほかこれに類似のたぐさんの法律が出ました。けれども、そういうものはもう少し大局的といえますか総合的な立場に立って、このむずかしい日本の土地政策、住宅建設、あるいは町づくり、こういったものをもう一歩前進する意味において整理統合する、土地政策にマッチした制度に切りかえる、こういうやや手おくれの状態でありますけれども、まさにその時代に移っております。そういう点は先般から検討を進めさせておりますが、それができてからこれをやろうじゃないかということについては、あまりに家を建てることを急がなければならぬ、こういう事情であることをどうかひとつ御理解願いたい。おっしゃることは私も全く同感でございます。

○三木(喜)委員 大臣の御答弁でわかるような気がするのですけれども、しかし問題は、冒頭に申し上げましたように、今日の緊迫した住宅情勢、それから土地の問題、これが一般庶民には入手が非常に困難な状況になってきておるのですね。これを打開するためにはやはりいろいろな施策をやらなければならぬ。その一つとしてこれを取り上げられたものと私は確信しておるわけですね。公団、公社をつくることのよし悪しは別にいたしまして、う。にもかかわらずこういうところにおさまってしまった。これなればイージョーイングに終わってしまうと私は思うのです。再三申し上げておるように、住宅を建てるということが緊迫しておるならば、それをセツトにするところの宅地を開発していくという考え方の上で宅地あるいは土地を開発していく、住宅問題を解決していく、これがうらはらの関係にあるわけですね。そこで、最後に大臣が言われましたように、地価をどういうぐあいに押えるかというその根本策に触れなければならぬと思うのです。この三段がまえていかなければならぬと思うのですけれども、最終的な目的である住宅を喫緊であるから急ぐのだということ、足元を置いておくということでは、これは狐師がウサギを追うことに急であって山を見なく

いというそしりを免れないかと私は思うのです。そういう意味合いでお聞きしておるのです。そういう三つの関連と、それを全部総括するところの法律がいろいろあると思うのです。それをどうかなければやれないと思うのです。そこでお聞きをしたわけなんです。もう一回その点について簡単に御答弁いただきたい。

○瀬戸山国務大臣 だから考え方については私は三木さんと全く同じ考えを持っております。ただ、先ほど申し上げましたように、緊急の場合にまずこの程度でもやる必要がある、こういうことでございます。

○三木(喜)委員 それでは話を先へ進めまして申し上げたいと思うのですが、先般瀬戸山建設大臣に毎日新聞が質問状を出しておいて、それに対する回答がなされております。続いて毎日新聞に社説が出まして、それによりましてやはり瀬戸山建設大臣の御答弁に満足はしておりません。そこで社説を掲げまして、建設相の回答では問題の前途に明るい展望を持ってない、こういうぐあいに言っております。その内容をなすものは、建設大臣がよくおっしゃる土地は商品でないという考え方には賛成するけれども、その具体的対策が非常に弱い、こういうように失望をしておるわけなんです。私は土地政策というものが住宅を進めるにしても宅地を開発するにしても最重点の施策ではないかと思うのです。そこでこれについて建設大臣のお考えを明快にお聞きしておきたい。

○瀬戸山国務大臣 けさの朝日新聞の社説にもありましたが、これは毎日の社説とはやや違った観点で触れております。私は新聞論調で御批判を受けておることは甘受しておるのです。けれども、土地政策というものを考えることはきわめて簡単に、と言うとおかしゅうございますが、考えられるのです。また法律の案を書くこともそれほど難事ではございません。しかし、三木さんも、どなたでも御理解になると思うのでありますが、この土地問題というものは、考えるあるいは文章で書くということはやや簡単でも、実際問題となると

非常にむずかしい。したがって、これは国民の御理解を得ることが前提でなければならぬ。それに微力ながら今日までつとめてきたつもりでございます。と同時に、土地政策あるいは地価対策というものが一刀両断に簡単な施設でできるとも私は思っておりません。やはりこれはやや時間がかかっても次々に、いわゆる総合的な施策をやっていくというかまえてない、一年で、一国会で全部が解決するとはなかなか考えられない。これは従来から長い間の論議で、ようやくこの段階で失礼でありますけれども、世間があのいう考え方を納得する段階になってきたという日本の情勢でありますから、この点はひとつ御理解を願いたい。したがって私がお答えしておることは、あるいはいまやろうとしておることは、一つ、これは万全でないとおっしゃることは、私自身これで万全であると思っていま進めておるわけじゃございませんけれども、これはやはり今後ずっと各方面の御協力を得て進めていかなければならない、こういうように考えておるわけでございます。

○三木(喜)委員 理解はするわけなんです。また建設大臣も、新聞論調、さらに世評に対して、こういうことを言ってくれることは非常にいいことだということもかまえておるわけなんです。しかしながら、そういうしておるうちに、庶民の手の届かないところに地価は上がってしまう。それがね返って、住宅を建設する持ち家の立場をとって見ても、土地の値段が非常に上がってくる。それから公営住宅にしても、東京で調べてみるとほとんどだんだん家賃は上がってくるわけなんです。これは地価というものを算定しなければ家賃が算出できませんから、そういう意味合いで被害を受けているものが次々多くなってきた、そしてその類も多くなっているわけなんです。そこで、この新五年計画を出されますと、やや不況で地価というものが沈滞ぎみになっておったのが、さらにまた高騰を続けるのじゃないだろうかという心配を持つのです。そこで抜本的な地価対策というも

の、法律というものをこの際立てなければならぬのじゃないだろうか。それに土地収用法の一部手直し、これもかなり大きなウェイトを持っておるようですけれども、一部手直し、それから税制の改革、改正、こういう面だけではやれないと思うので、お聞きしておるわけなんです。そういう点に對するところの瀬戸山大臣の勇断をわれわれは望んでやまないわけなんです。もちろん大臣だけではありません。佐藤内閣の勇断を私たちは求めておるわけなんです。瀬戸山大臣も、とてもこれは一国会ではやれない大事業であるということとを肯定するだけに、この際一大決意を持ってもらわなければならぬと思っております。幸い土地は商品でないという公共性を強調し、そのことに市民、国民というものは共鳴を感じておるわけなんです。から、いまやっていると申すのです。そしてそのうちのポイントがあると思うのです。そしてそのうち、これくらい強力に推し進めようとする意欲を持たれた大臣がおやめになってしまったら、また一から積み直さなければならぬようなところも出てくると思うのです。そこで、緊急にやらなければならぬところのポイントというものをここに明示していただかなかつたら、あとにつくっていくところのいろいろな計画、考えというものが絵にかいたもちになってしまふ。その点でお聞きしておるのですけれども、御了解願いたいだけで、はちよつと済まされたいし、なおこの法律案を審議いたすにいたしまして、その根本がはつきりしないようでは、この法律案の審議というものは非常に希薄になってくるのでお聞きしておるわけ

です。

○瀬戸山国務大臣 重ねて同じようなことを申し上げることになるかもしれませんが、私は土地は商品ではないということを申し上げたのです。これは長いこと申し上げませんが、土地収用法を改正して、一定の時点で地価を押える——と言うと語弊がありますが、正当な地価はこういうところにありますというところを土地収用法の改正でやりたい。と同時に、これは収用法の適用になる事業

に要する土地だけありますから、その他の土地を野放しにするというわけにはいけません。税制のほうも同時に提案するということがいま準備しておりますから、結局、土地で不当な利益を得るということは実現ができません、こういう制度をつくらうというのがねらいであります。これが万能案みたいにかくかどうか、これは実施してみなければわかりませんが、土地で利益を得られないという制度をつくるのが地価上昇を抑える大前提である。と同時に、また、いま国民の期待のことをお話しになりましたが、それだけではだめですから、それに応ずる庶民と申しますか、期待される家をよけい建てるといふこと、期待されるような宅地をできるだけ大量に供給する。一年、二年の問題ではありません。数年たつてあつて高い土地を買いあさる必要はない、苦心する必要はないという期待に應ずる實際をあらわしていきたい、こういうことであります。と同時に、先ほど申し上げたように、制度としては、やはり土地利用制度という土地に対する基本的な制度とか、法律というか、そういうものをできるだけすみやかに策定する必要がある。それによつて初めて全部がまとまつた土地政策なり地価政策になる、かように考えておるわけでありませう。もちろん私がいつまでもこういう地位にあるかどうかということは考えておりませんけれども、おるおらないにかかわらず、われわれ政府や国会が中心になつて、この問題をすみやかに解決するということ、日本の経済だけでなく国民全体の利益になる、こういう強い信念を持っておりますから、これは何も私が大臣であるうがなかりうが、皆さんとともに進めていきたい、かように考えておるわけでありませう。政府自体もそのように考えておるわけでございます。

○三木(喜)委員 あとの質問者の都合もありますから、私は一、二点でおきたいと思ひますが、いま大臣の言われましたように、国民の期待にこたえるところの土地政策を出してゐる、このためには収用法とか税制の改革というものをどうしてもセツトでやつてもらなければならぬと思ひます。しかしながら、これでは弱いのです。そこで私は新たな提起をいたしますが、この収用法に加えて昭和三十六年に成立した公共用地の取得に関する特別措置法というものがあつた。これは公共用地を取得するためにつくつた特別法ですが、これの対象といふものが高速道路、自動車専用道路等の産業用道路、国鉄重要幹線、空港、大規模な利水施設、発電、送電施設、市外電話施設の中継施設用地、こういうものであつて、生活環境整備のための土地は一切含まれておらないように思ひます。こういうものの整備を急いでいただく中で、最初建設大臣が申されましたように、一つの土地をセツトとして考える、こう言われましたが、セツトとして考えていただかなかつたらこの法律は宙に浮いてしまふと思ひます。それから現在の土地収用法というものの関連も宙に浮いてしまふと思ひますので、こういうものもまた結合しながら考えていただかなければならぬのじゃないかと思ひます。それでありますのに、ただ目先のことだけ土地収用法で手直ししておるだけでは、そうした大きな期待にこたえる施策にはならないと思ひます。その点要望しておきます。

それから宅地政策につきましても、さきに社会党から建設大臣に、「当面の宅地政策要綱及び宅地及住宅政策要綱」といふものをお渡ししておると思ひます。これはお手に入つておられますか。

○瀬戸山國務大臣 前にいたしておきます。

○三木(喜)委員 わが党の岡本委員からこれをお渡ししたと思ひますが、私は、やはり今回のこの法律案を審議するにあつては、社会党のこの考え方というものを對しても、大臣の所見を聞き、そしてその聞く中で、社会党あるいは政府、自民党といふに、いいことはいひとして進めていかなければならぬと思ひますので、きょうは時間がございませぬから後日に譲りまして、一応これで終わらしていただきます。

○田村委員長 これにて両案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よつて、両案に対する質疑は終了いたしました。

○田村委員長 これより両案をそれぞれ討論に付するものであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず、住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金融通法の一部を改正する法律案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田村委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日本住宅公団法の一部を改正する法律案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田村委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田村委員長 次に、河川に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

湊徹郎君。

○湊委員 私は、当面する阿賀野川水系の一級河川の指定と、これに関連する尾瀬分水の問題について、お尋ねしたいと思ひます。

新しい河川法に基づきまして、一級河川四十本の指定が四月一日に行なわれる。そのために三月十五日の河川審議会の答申に基づいて明後二十五日閣議決定が行なわれる予定と承つておるのではありません。

〔委員長退席、丹羽(喬)委員長代理着席〕

これに對しまして阿賀野川流域であります福島、新潟の両県からは、阿賀野川水系の一級河川指定に反対をするという趣旨の意見がそれぞれ県議会の議決を得て提出されておると聞いておりますが、時期的にきつめて逼迫しておりますので、この際、当面明らかにしておく必要のある若干の問題点を中心にお尋ねをいたしたいわけでありませう。

建設大臣にお尋ねをするわけでありませうが、まず両県から出されております、前に申しました反対意見を見ますと、将来にわたつて地域住民の意向に反して流域変更を伴う水利権の許可及びその行使はしない、こういう点について明白な保証のない現段階では同意できません、こういうふうなきわめてデリケートなニュアンスを含んだ表現になつておるようでありませう。このことは、全国をあげて望んでおります一級河川の指定に伴う利益を犠牲にしまして、そのあとに起こるいろいろな条件の変化、当然一級河川の指定によつて河川の管理権が建設大臣の手に移るといふふうなことによつて、今後二段三段に予想されるようないろいろな事態を危惧する率直な気持ちのあらわれではないかと思ひます。したがひまして、まず当面の問題の背景になつております尾瀬沼及び尾瀬が原、この水資源、水利用の問題についてお伺ひするわけでありませう。

申し上げるまでもありませんが、この問題の背景は、一方においては今日まで只見川、阿賀野川下流水域の開発が着々と進む、十五の発電所が建設される、さらに今後この流域の農業開発あるいは新潟の新産業都市の建設、それらに伴ひまして起こる水の需要を考えますときに、現在でさえも不足がちである水を事実上減少するような措置は

とるべきでない。どこまでも本流に沿うた開発方式を今後とも進めてもらいたいというふうな阿賀野川流域各県の主張と、他方においては発展と膨張を続ける首都経済圏の今後ますます増大を予想されるいろいろな水需要を考えますときに、当面は効率の高い利用価値の大きい利根川水系に分水をしたほうが国家的見地から見て最も有益であるというふうな利根川流域各県の主張の対立であらうと思います。さらには過密都市対策の急がれております今日、無計画に人口や産業を都市集中をする、こういう傾向をチェックして、未開発地域に工場その他の近代施設を誘導し、地域格差の是正、国土の均衡ある発展をはかること、そういうことこそ今後の課題であるというふうな国土開発あるいは国土政策上の見地を一体どう評価するかというふうな基本問題にもつながると思うわけでありまして、建設大臣の御所見をまずお伺いしたいと思ひます。

○瀬戸山国務大臣 阿賀野川の問題については、まあ話しのようには、一級河川として、一級水系として指定する準備を進めております。この阿賀野川は、これは漢さんよく御承知であります。わが国の百水系余にわたるいわゆる現在の直轄河川の中で非常に上位に位置する大河川の一つであります。したがって、その治水とあるいは防災上あるいは流域の経済上重要な河川として私どもはこの一級水系としてこれに対する処置をとりたい、かようなことからこれを進めておるわけでございます。これについて福島県及び新潟県の当局等から、水利の問題とあわせていろいろ問題があるのでは一級水系の指定をこの際延期してくれ、あるいは思いとどまってくれという御意見を承っておりますが、河川行政上御意見は御意見として、やはり一級水系として指定することが適当である、こういう判断をいたしておるわけでございます。

ただ、問題は、この水の利用をどうするか、利水の問題あるいは水利権の問題等は一級水系の指定とは別に考えるべき問題である、私はこういうふうに考えておるわけでございます。

具体的に申しますと、大正十一年でありますか、以来尾瀬沼付近を地点として現在の東京電力が今日まで水利権の免許を受けてきておる。これが今月中に認可の期限と申しますか、それが切れる。さらにこれを水利権の延長と申しますか、認めてもらいたいという申し出が出ておる。こういうところの問題があると思ひます。そこで、いまお話しのとおり、非常に変化を来たしてございまして、現在の日本の社会経済上この水の利用をどうすべきか、こういう点については、河川法にも規定されておりますように、関係の地元県と申しますか、新潟県あるいは福島県あるいは群馬県等の御意見あるいは計画、そういうものをよく承って、そうしてできるだけそういう関係県の御理解のもとに水利の問題は決定すべきである、私はかような考えでおりますが、まだその段階に至っておりません。

〔丹羽(喬)委員長代理退席、委員長着席〕

現在のところでは三県の河川管理者でいろいろお話し合い願って、できることであれば三県の管理権下にある間にこの水の処理の問題を解決してもらいたい、こういうことを御相談しております。きょうもやっておりますかどうか知りませんが、二十四日ですか、あしたも三県の知事に集まっております。いろいろ御相談をしてもらう順序にしておりますが、いかようになるかわかりません。一級水系指定後は建設大臣の直轄管理になりますから、先ほど申し上げましたような考え方で水利の問題については別途に処理をいたしたい、かように考えておるわけでございます。

○湊委員 ただいまの建設大臣の御答弁をいただきまして、事柄の内容から見て当然河川指定の問題と水利権の問題は違ふと思ひますし、私は大体この問題には四つの局面と申しますか、段階があるというふうな理解をいたしております。

第一番目は、もちろん当面する一級河川指定をどういうふうな処理するか、こういうことでございまして。この点については、ただいま大臣からお答えをいただいたわけでありまして。第二番目に

は、東京電力からすでに申請の出でおります、しかも三月三十一日で期限の切れる尾瀬沼と尾瀬ガ原の水利権行使の問題をどう扱うか。この点についても、ただいま大臣のほうからお話をいただきまして、ならば三県の相談によつてきめてほしいものである。いずれにしろ地元の計画なり意見といふものは十分尊重していくのだ、こういうお話をしていただいたわけでありまして、第三番目としましては、将来水利権を前提として当然起こつてまいります工事の実施認可、こういう段階が予想されるわけでありまして、そういう時点になりますと、文化財保護の問題であるとかあるいは観光資源対策の問題といふふうないろいろなこと、そういうものを含めてどういふふうに対処していくか。それから四番目には、長期的に見た水資源対策として、あるいは先ほど申しましたように国土開発の上から見て、一体尾瀬沼あるいは尾瀬ガ原の水といふものをどういふふうな評価をしていくか、こういうふうな段階があらうかと思うわけでありまして。

そういう点で考えますと、福島、新潟側が現在言うております当面の主張とそれから実際問題として到達するまでには、いま申しました幾つかの前提条件ないし段階といふものが考えられる。関東各県の主張は現在の時点で見ると限りの違ふと申しましようか、段階の違つた問題であつて、直ちにこのままかみ合うというふうな事柄であるとは私は思ひません。特には大臣は最近いわゆる沼田ダム——あとから西ヶ久保委員のほうからもお話があると思ひますが、沼田ダムの建設について積極的な意欲を示されておりますしあるいは霞ヶ浦の開発等、利根水系全体について総合開発的な観点から積極的に水の調査であるとかあるいは利水の調査、こういうものを進めていかれる御意向と承っておりますので、この問題については今後とも慎重の上にも慎重にお取り扱いを願ひたいわけでございますが、先ほど申しました四つの段階の後段の点について大臣の御所見を次にお伺ひしたいわけでありまして。

○瀬戸山国務大臣 いま漢さんからお話しのとおり、これは先ほど申し上げましたが、最初に水利権を認可した時代と、いまの時代は相当に変化をしてきてゐる。しかも、これは飛躍的なことを申し上げて恐縮であります。いまやわが国はいわゆる高速道路網の時代に入る、しかも全国の経済社会をどうするか、こういうことを積極的に考える時代になっております。したがってそういうことを十分想定して、考えて、そしてやはり各県といひますか、各地方の開発等に寄与するような水の利用を考えなければならぬ、かような観点からいろいろ各方面の意見を聞いて処置をすべきものである、かように考えておるわけでございまして。

○湊委員 大臣のお考えはわかつたわけでありまして、ただいまの水資源の問題に関連して、経済企画庁のほうに一言お尋ねをいたしたいと思ひます。

それは現在、水資源開発促進法、これによりまして利根川を水資源開発水系ということで指定をいたしておられます。

〔委員長退席、井原委員長代理着席〕

その第四条に基づきまして基本計画を立ててはるはずでございますが、この基本計画は昭和四十五年を目標にしているというふうな何つております。

そこで第一点は、四十五年度を目標にいたしております現在の計画の中で、尾瀬沼及び尾瀬ガ原、これを水源あるいは水源施設ということと予定をされておるのかどうか、またその両地域はこの計画の中に含まれておるのかどうか、その点をお尋ねいたします。

○池田説明員 お答えいたします。

経済企画庁といたしましては、水資源開発促進法に基づきまして、この利根川水系を昭和三十七年の四月に水資源開発水系として指定をいたしております。引き続き現在の水資源開発基本計画を策定したのでございますが、この計画におきましては、昭和四十五年度の水需要といたしまして毎

秒百二十トンを見込んでおるのでございます。その供給については、矢本沢ダム、下久保ダムあるいは神戸ダム、利根川河口せき等の施設によりまして、逐次必要な水を生み出す施策を講じております。しかしながら目下のところ阿賀野川水系からの分水は、四十五年度におきまして毎秒百二十トンの水源といしましては具体的に見込んでおられません。今後の長期的な見通しをいたしましては、その一応の目標でございます昭和四十五年度の必要に二百二十トンでは不十分ではないかという意見もあり、また各県からは追加要望もされております。そこで企画庁といたしましては、今後十年程度の長期の水需要の見通しを立て、その供給計画もあわせて立案したいと考えておりまして、現在、各県の水需要についてのヒヤリングを行なっておりますが、これをまとめた上で各省と検討に入りたいというふうに考えております。

○委員 経済企画庁については、時間の関係もございまして、そのくらいにいたしまして、次に通産省のほうにお尋ねをいたしたいと思います。

過般の衆議院の予算委員会の分科会で、ここにいらつしやいます石田宥全分科員の質問に対して藤波説明員は、分水をすれば確かにそれだけ減電はある、電気は減る、しかしそれに相当する電気が利根川において発生するんだから、まあ電気の面から見ればほぼ同様、大差はないんだ、こういうふうな趣旨の御答弁をされておるわけでありまして。

そこで第一番にお伺いしたいのは、只見川、阿賀野川水系においては現在——将来必要が生じた場合は変更もあり得る、そういうふうな条件はついております水利権に属する尾瀬の水を実際には使っております。だからこそ減電という問題も起きるのかと思います。

そこで電氣的には同じだ、こういうことだけでは納得ができませんので、次の点についてまずお

聞きをするわけですが、減電に伴いまして、当然現在の十五の発電所の既存の設備、これが一部遊ぶことにならうと思ひますが、その遊休分を一体どうお考えになつておるかということ。その点は、国家的に見れば、少なくとも二重投資になりはせぬかというふうに考えられるわけなのでありますが、その点が一つ。

それから本流沿いに開発をすれば、常識的に考えても減電もないし、新規開発分だけはプラスになる、こういうふうな、私どもしろうとでございましてので考えるわけですが、電氣的には同じだ、こういうふうな意味をもう一ぺん御説明願ひたいと思ひます。

○熊谷政府委員 先般の石田委員の質問にお答えしたとおりでございますが、第一点の遊休設備になりはしないかというお話でございますけれども、本川が非常に多量な水でございまして、只見川に流れておる水の相当部分を占めるということになります。現在の只見川水系のございまして発電所は相当遊ぶという問題にならうかと思ひますが、分量的に見ましてそう多くの発電所が遊ぶほどの水の分量ではございせん。そういう意味合いにおきまして、先生のおっしゃる水の分量によつてこの議論は違ふと思ひますが、現時点におきましては私もそういうふうに考えています。

さらに、二重投資という問題がございまして、利根のほうに分水いたしまして、その水を下流で利用いたしますためにさらに既存の発電所を増設しなければいかぬというようになりまして、その場合は、只見川に流した場合は増設しなくてもいい、利根川に流した場合はさらに増設しなければいかぬというやうな問題になりました場合は、先生の御指摘のとおり二重投資にならうかと思ひますけれども、利根に分水して流し流しても既存の設備をさらに増設しなくてはいかぬということにはならない、かように考えております。これはいろいろこまかく言ひますと議論の分かれるところでございますが、通産省といたしましては、過

剰設備が多くなるあるいは二重投資の弊が生ずるということとは、現段階において考えておりません。

○委員 時間の関係上この問題はこれ以上お聞きをしません、これに関連して、実は分水をいたしまして年間二億キロワットアワーといわれ、この数字はもちろん計算によつていろいろ問題もございまして、減電が当然起きるわけでございます。その減電補償の問題をどう考えるか、こういうことであります。前に申しましたように、将来上流等の開発が進んで条件が変われば変更することもあり得るということが水利権の更新の際に条件としてついておりますが、その条件のついておる分につきましてはその当時の事情を詳しく調べてみまさんと、あるいはそういうふうになつたときには当然分水の分だけ減電をすることはやむを得ないということで行なわれたのかどうかは、つきりわかりませんけれども、ただ同じ十五の発電所の中で条件のついていないやうな、実は電源開発株式会社の方だけなんでありまして、東北電力の方については条件がついていないわけなんでありまして、そうなりますと当然減電補償の問題というのが起きると思ひますけれども、この点はいかがですか。

○熊谷政府委員 条件につきましては委員御指摘のとおりでございます。そこで条件のついていない面につきまして補償問題が起るかどうかという問題でございますが、これは水利権の性質の問題、与えたときの時期の問題、いろいろな問題がからむわけでございます。水利権の問題につきましては建設省のほうでいろいろお考えになつておるわけでございます。特に審議会もあるわけでございますので、そういう面の御意向に沿ひまして通産省といたしては善処いたしたい、かように考えます。

○委員 それではまた建設省のほうに戻りまして、今度は若干こまかい点について、当面の問題に限つてお尋ねをしてみたいと思ひます。

第一番目は、水利権が大正十一年に設定されま

してから四十数年たつておる。その間に実際は行使されてないままにきておるものですか、遊休水利権というやうな問題も起きておるわけでありまして、この点は参議院の村田委員の質疑に対して、目下研究をしておる、こういうふうな御答弁がございましたので、時間の関係上あとに残したいと思ひます。

前に申しましたとおり、東京電力の水利権の期限は、尾瀬沼、尾瀬ガ原両方とも三月三十一日まで満了することになつておるのでありますが、今回更新申請を出されておる。それに対して群馬、福島、新潟三県知事が処分をすることに成るのでありますけれども、この処分の効力についてお尋ねをしてみたいわけでありまして。先ほど建設大臣がおっしゃられましたように協議がうまくまゐりますとつけこうなんでありまして、もしもとのわなのような場合、これはいろいろなケースが考えられるわけでありまして。一つは、三県ともに処分をしないのでそのまま放置といひますか放任した場合、それから二つには、一部県が処分をしたのだけれども、一部県が処分的に許可したの場合、三番目には、一部県が不許可処分をした場合、これはいろいろむづかしい問題があるかと思ひますが、その場合に、いま申しましたやうなケースについて、実際の処分の効力というものはどういふ差があるのか、あるいは同じなのか。水利権はそういう場合に一体継続するの、あるいは三月三十一日で切れてしまふのか。その辺についての御所見を承りたいと思ひます。

○古賀政府委員 御承知のように尾瀬の分水の水利権につきましては三県の共同申請になつております。したがらば三県知事の共同処分が期限の切れる前にできれば、これは円満解決というところで非常にけつこうなことになるわけでございますが、そういうことがない場合に、三県とも許可または不許可の意思表示を全然しないという場合は一部は不許可にするとした場合も考えられ

でもございますので、今後の事態と情勢の推移に
応じて、さらにいろいろな点をお尋ねすることにな
して、以上で質問を終わりたいと思います。

○井原委員長代理 西ケ久保重光君。

○西ケ久保委員 だいふ時間がずれてまいりまし

たので、委員の皆さんも政府委員もかなりお疲れ
と思いますが、かなり緊要な要素を含んだ問題で
ありますので、しばらく時間をおかりして質問を
したいと思うのであります。

きょうの質問にあたりまして、田村委員長はじ
め与野党の理事諸君の非常な御好意によりまし
て、この問題について質疑ができることを非常に
感謝しております。また今後とも時を見ておじ
やましたいと思っておりますので、ぜひひとつ委員長はじ
め理事諸君の御協力をお願いしたいと存じます。

先般の、ちょうど一カ月になりますが、二月二
十四日の予算分科会における私の質問に対して、
瀬戸山建設大臣から、いわゆる長い間の問題点で
ありました岩本ダム、通称沼田ダムに対する政府
側のはっきりした態度が出てまいりましたこと
は、これは是非は別として、地元にもかなりの
ショックを与えたのであります。その後十数
年來できるのかできないのか、やるのかやらない
のか、とにかくまぼろしのダムといったようなこ
とで地元としても不安、危惧を持っておったので
あります。これに対して一応建設大臣から、ど
うしてもやるのだという明確な御答弁があった
にもかかわらず、いろいろの危惧も出ておりま
すが、それはそれなりに、いままでのように何ら
つかみどころのない、ただ不安におびえるとい
うか、憶測というか、そしてまたいろいろなデマなり
いろいろなブローカー的なものが入り組んでしま
したときよりも、少なくとも政府当局がやりたい、
やるんだという御所信を表明せられたことは、同
じ混乱、同じ不安を与えるにしても、地元民とし
ては、政府としてはやりたいんだという一つの方
針に向かって自分の態度なり自分たちの処置とい
うものを考える基礎ができたと思うのです。その
点については、一部には地元の知事や市長が知ら
ぬ間に政府がそういうことを表明したことについ
ていろいろな問題もありませんけれども、私は私なり
に、もちろんそれは地元の責任者に御了承を得ら
れたあとの意思表明が望ましいには違いないと思

うけれども、あの時点における大臣の答弁として
は、私は当を得た答弁であるし、いままでのよう
に雲をつかむようなことからくる不安よりも、一
応政府としてやりたいんだということを表明され
た上に立っての住民の自分の立場からの是非の判
断なり、賛成、反対の態度が明確になっていくん
じゃないかと思うのであります。そういうことか
ら、あと少し質問を申し上げたいのであります。

建設大臣は先月二十四日の予算分科会における
御意思の表明以後、一方においては総理大臣にそ
のことに付いての御相談と申しました。ある
いはその後における総理大臣の御意思と申しま
す。どうか、そういったことについて佐藤総理と
話し合いをされたか、あるいは御報告されまし
て、それに対する総理の何らかの意思表示があ
ったかどうか、この点をひとつ伺いたいと思
います。

○瀬戸山国務大臣 別にそのことで総理に相談し
たり、総理から意見を聞いたことはござい
ません。

○西ヶ久保委員 大臣の御答弁にもありますよう
に、佐藤総理もこの沼田ダムに対する非常な御熱
意があるようでありまして、就任当日、沼田ダム
についての調査というか、何らかの処置を願
うというおことはあったようでありまして、当然
大臣としては、いわゆる沼田ダムはやりた
い、またやるべきだという御意思を御提示にな
ったものと思うのであります。しかも御承知のよう
にその後一月間、かなり地元でもいろいろな意味で
問題を起こしておるのでありますから、大臣とし
てやはり一応総理大臣に報告なさって、総理大臣
のそれに対する反応と言つては語弊がありますが
が、御意思なりお考えをお確かめになる責任とは
申しませんけれども、そういうことが妥当ではな
いかと思うのであります。それに対して御報告も
なさっていらっしゃるし、御意思もないよう
ですが、その点、佐藤総理と瀬戸山建設大臣との特
別な関係からいって、何か納得がいかないので
すが、いかがですか。

○瀬戸山国務大臣 この前の分科会で西ヶ久保さ
んから沼田ダム、いわゆる岩本ダムのことにつ
いて、あれをどう考えるか、こういうお話がありま
したから、私は、大利根川の治水あるいは利水、
将来の地域開発の問題からこれをやりたい、やる
べきであると思う地点である、かように申し上げ
たいのであります。誤解のないようにしてもらわ
なければいけません。これはしばしば公的な文書で
もお答えいたしておりますように、また委員会でも
申し上げておりますように、これからいかに
どういう一見したところではあの地点が大体よろし
い、ダムサイトとして適当、これはだれしも思
うところでありまして、この点については率直に、
西ヶ久保さんもおそこはなるほどダムサイトとし
ていいところだと考えておられると思うのです。

そういう状況のところでありまして、利根川の
本流にダムを築いて治水効果をあげ、あるいはあ
の利根川の水を太平洋に放流しているのをものと
各種のエネルギーとして使うということは、本
来、政治家としては当然考えなければならぬこと
とであります。しかも従来あの地点は専門家とい
えどもいまお話しのように十数年来の検討事項に
なっている、こういうことで、やりたい、やるべ
き地点である、しかも将来の日本の社会、経済、
産業の発展、また地域開発の面からいって、それ
が政治であらう、こういうことを申し上げたので
あります。

そこで、ぜひ誤解のないようにしてもらいたい
のは、率直に申し上げますが、いまもお話があり
ましたけれども、群馬県あたりでは、無断であそ
こにダムを築くというて騒いでおられる、あるい
は神経をとがらせているということを私は間接に
聞いております。また、反対運動というものも、
起こっているのかどうか知りませんが、それとい
ういう体制をつくっておられる方があるという
ことを承っております。率直に申して、少しあわ
てておられるのではないかと。これはこの前申し上
げたように、まだそういう外形を示しております
が、一体地質を調査し、地形を調査し、また影響

する範囲を調査し、その影響のある場合に、かり
にやる場合にそれをどう処理するか、こういう点
をつぶさに研究するのに数年かかる。これはまた
調べてみなければ、どういふふうになるか率直に
言つてわからないことであらうから、それもし
ないうちから、最初から、いや政府はやるという
んだ、とんでもない話だとか、あるいはどうなる
だとか、その対策を講じなければならぬ。これは
私は率直に言つて、おこられるかもしれないけれ
ども、少し軽率ではないかと思つております。私
はこの前も申し上げましたように、いよいよ調査
を始めたというときには、事前に県の責任者で
ある知事さんやあるいは地元の代表である市町村
長ともよく話し合いをして、こういう点もよく調
査して、そして治水、利水のみならず、関東一
円の開発、群馬県のある地帯の開発というものを
どうやら治水、利水をしながら開発ができる
か、地元ではどうお考えないますか、こういう
ことを相談してからやりたいたいのだということを
申し上げておる。それが私は事の順序だと思つた
のであります。それからこの間申し上げたように、
今後のああいふ開発計画というものは、ただ水を
どっかへ持つていって、引っぱっていって、それ
を利用すればよろしいというふうな考え方でやる
べきでないというのは、これは今後の政治のあり
方であらうし、また私は基本的にさような考え
を持つております。この間申し上げたように、
ヘリコプターの上から見ますと、失礼でありま
すけれども、非常に山合いで、あれで一体群馬
県というのは永久によろしいのかどうか。あの
地点を高速道路が通るとは申し上げませんけれ
ども、先ほども他の問題で申し上げましたよう
に、将来日本国じゅう高速道路網の時代になる、
そういう際にはやはりあいかうか。これで、これ
が天国であるとお考えなさつておられるかどう
か、そういうこともいろいろ御相談をしたい、
こういうことでございまして。そういう時勢に対
応して、一体あそこをダムをつくらばどうなる、
ダムをつくらば農業その他の問題あるいは前橋

から高崎の地域を将来どうするか、赤城山系のあの山ろくをどう開発するか、こういうことは地元の人と相はかって、将来よくする方向はどうであろうか、こういうことを検討して初めてそういう事業をやったほうがいいかやらないほうがいいかということに、これは資金の点もありますが、考えていかなければならないのであって、私は、勢ぞろいをして反対運動をするとか、あるいはけんけんがく議論をするというのは、率直に申し上げてちょっと早手回しじゃないかと思ひます。

○蓄ヶ久保委員 全く大臣の率直な意見でありすが、しかし、ただお考えいただきたいのは、これはやはり日本人の一つの、長い封建的な、特に官尊民卑といったような思想の残つておる点からもございすが、政府のなさることは反対をして最後にはやられるのだという考え方があつたのですね。したがって、瀬戸山大臣としてはいまおっしゃつたようなお気持ちでありましようけれども、たとへば、現に国際空港の問題で富里が非常な問題を起こしてゐる。あそこも政府がかつてにきめたということもございすが、私も実は参りましてけれども、非常に富里な土地で、農民としては全く手放すにたえない土地だと思つてゐる。ですから、政府としては、閣議で御決定をなさつてやろうという態度をお示しになってゐる。特殊な利害関係の諸君以外はほとんどこれに反対である。いまのところ政府は、やはりあれをやろうとしてあらゆる手を尽くしていらつしやる。私も反対の立場でおりますけれども、あれはおそらく最後にはできるかも知れません。過去においてダムの問題にしても基地の問題にしても、政府が一応きめてやろうとした問題でできなかったものは、妙義の軍事基地くらいのものでありまして、ほとんどがやられておりました。したがって、沼田の人たちもそういう一つの歴史的な存在であるし、また最近のそういう全般的な政府のとられてきた政治の態度からして、建設大臣としてはそのようなお考えがあるとしても、一応やりたいのだとい

う意思表示があつた以上は、これはたいへんだ、きつとこれはやられるのだ、それならきまつてどうにもならなくなつてから反対するのじゃ困るから、これはやはりどうしても早いうちから反対を表明して、何とかして政府に具体的に実施をさせないような状態に持っていきたいというのは当然でございします。私は建設大臣のお気持ちはわかります。わかりますけれども、地元としてはとてもわかるものじゃありません。おそらくいまおっしゃつた少しあつて過ぎじゃないかということばは、必ず地元を刺激しますよ。これはどういう形でやるのか知りませんが、これを率直に受けるだけの余裕がないのです。現在住んでおる土地をとられ家をとられ、大臣でしたか赤城の南ろくにおつしやつたが、赤城の南ろくなんか軽石地帯で、農耕地としての適正地じゃないのです。したがって、中曽根君なんかニュータウン、ニューライフとか言つておられますけれども、それは夢としていけれども、それは具体的にやらない。そこで大臣に特に申し上げたいのは、あなたの先ほどのお気持ちもわかるし、またあなた自身は信頼している。信頼しているから私としてはわかるけれども、地元に対しては、私はいまの大臣のお話では逆効果はあつても決していい結果は出てこないと思つてゐる。したがって、私もいますぐお始めになるとは思わぬけれども、いまのそういう大臣の御答弁の中にも、やはりあそこは全日本的な立場からやるべきだ、やるのが正しいのだというお気持ちは変わつていないようでありまして、ただ残つた地域をどのように開発をし、どのように残つた地域をどのように開発をし、これは具体的にない一つの夢でございしますね。私もいま申し上げませんけれども、そういう立場でございしますから、大臣ひとつ地元の県知事なり市長に、先般の分科会では四月にでもなつたらあつて話をしたいということでもございまして、が、おそらく地元の知事、市長も非常に心配して

おりますから、やるやらぬは別としても、一応そういう御意思を表明されたのでありますから、早い機会に地元のそういう責任者とお話をしたいだいで、おきめになる前に地元の意見も十分お聞きになる必要があると思つてゐます。国会開会中でもありますけれども、あなたがおいきになれうひとつ意思を——この間は時期は御明示になつたけれども、国会でも終わつたらということとでございしましたが、国会開会中でも急いでお会いになることを私は要請するわけでありすが、いかがでございましょうか。

○瀬戸山国務大臣 この前申し上げたように、もう前からその考えでおるのです。御承知のとおり、国会が忙しいと言つておかしですが、時間がなかなかなれない。同時に、知事さんも適当な時期ということをお前からおられるのです。よく誤解や何かで——これは蓄ヶ久保さんだから率直に申し上げますが、私はきょうはさつぱらにものを——いつもそのつもりですけれども、申し上げておる。地元の人がそういうふうな心配をされるということ、私もよく理解できる。そういう場合に、私は非常に多くの場面につつかつた経験を持つておるのです。と同時に、従来のそういう政府といひますか、全部が全部とは申し上げませんが、従来政治のあり方にも欠陥があるというのを私自身も考へておるのです。いま富里のお話が出ましたけれども、なかなか行政のやり方というものはいろいろありまして、あれもまだほんとうのところの政府の考え方、真意、今後の対策、こういうものが御理解を求めめる機会がない。こういうところに——ほかの話でありますけれども、富里の皆さんにおられるかも知れませんが、よくいふ心配をかけておる点があるのです。私は先ほど国家的なと申し上げましたけれども、そういう場合にそういう地点におられる方に特別な犠牲を払わしてやるといふことは、政治として間違ひだといふ基本的な考え方を持つておる。なるほど国家経済、国民全体のために大規模の事業をいたしますときには、どこかに地点を求めてやらなければなりません。それでなければ日本の国はよくならない。かといつて、そこは狭い国でありますから、アメリカのように砂漠の中へ行つてやるわけにいかない。どこにも人間がおり、そしていろいろな事業を営んでおるところでやらなければならぬ。したがって、そういう人々は先祖伝来いろいろやつておられる。ぼくは貧乏でもこれでもいいのだという人もたくさんいる。そういう人々の理解を得ることが非常にむづかしい。そういう事情よくわかります。理屈と感情、人間の性質といふものはいろいろあります。が、それでもやらなければならぬ場合がある。それはそういう人々に大局を認識してもらつて、しかも従来より以上にやはり生活の安定を得るという方策を講ずることが今後の政治のあるべき姿である。私は閣議においても、富里の問題ではそういうことを申し上げておりました。また、政府としてもいまそういう準備を進めつゝあるところですから、簡単ではありませんが、そういう考えで進めております。

沼田の場合でも考えは同じです。しかし、これはいろいろ調べてみなければその段階に至るかどうかわからぬから、よく相談して、技術的にまたいろいろなることを地元の皆さんと研究し、調べてみようとあります。それから、ぜひ誤解のないように、率直に申し上げます。けれども、地元の忙しさに、いまむだなエネルギーを、地元の忙しさに、いまの段階でお使いなさるにぜひお願いをしておきたいと思ひます。

○蓄ヶ久保委員 河川局長にお伺いしたいのですが、四十一年度予算の中で、利根川水系の総合開発の調査費の中で、二千万円を沼田ダムの単独調査のために要請された。一時一千五百万程度に上つたということもありましたが、最終的にはやはり二千万円ということになつたのでございしょうか。いかがでございしますか。

○古賀政府委員 沼田ダムの調査費、岩本ダムの

調査費をいたしまして二千万円を一応計上しております。しかし、これはいままでの経過からかんがみまして、実際できるかどうか。具体的に調査の可能性の問題もあると思いますが、一応二千万円で実施したいというふうに考えております。

○西ヶ久保委員 瀬戸山大臣がやるかやらぬか、やりたいことはこれはきまっておりますけれども、具体的にやれるかどうかということは調査しなければわからぬということでございますが、先般の質問でも申しましたように、三十四年に産業計画会議があつた計画を發表したときからずっと毎年少額であるが調査費が乗つてまいっております。特に昭和四十一年度では二千万という調査費が計上されておる。二千万という数字は、四兆三千億の国の予算からすれば微々たるものでございすけれども、少なくとも沼田、利根の人たちから考えると、二千万という数字はこれは夢の数字であります。そのような膨大な考えられる調査費をつけたということは、やはり具体的に政府が沼田ダムをやるという意思を具体化する一つの手段であることは間違ひありません。したがって、先ほど大臣がおっしゃった地元で少し神経をとがらせ過ぎるのじゃないか、先ばした反対をするのじゃないかとおっしゃるけれども、大臣が、あるいは佐藤総理が沼田ダムはあらゆる見地からやるべきであるしやりたいと思うということと、それを裏づける二千万という四十一年度のこの調査費の決定というものは、住民にとつては、瀬戸山大臣のいまのおこぼれではなかなかなあは心配は解消できぬのではないかと。したがって、先般出しました私の三回目の質問書に対する答弁書をいただきました。私、答弁書に対しては今後かなり国会としては検討しなければならぬと思うのであります。どうも官僚の仕事というか不親切というか、全く突放すような、無責任とでも言いたいような答弁書が出てくるのでありますけれども、しかしそういう無責任と思われ、突放すような答弁書の中にも、なおかつこういふ文句がございます。「目下のところ水文資料の収集等

の域を出ておらず、地元の了解を得ていないのでダム建設に必要な調査は実施していない現状である」と書いてある。どこでもどこでもやりたいというところが出てきておるけれども、地元の了解を得ていないとおっしゃるが、はたして過去においてこの調査をするために地元の協力方を要請された事実があるのかどうか。あるとすればどういう面を要請されたのか。協力要請もしないのに地元の了解が得られないということは非常に遺憾であるし、地元を侮辱した言だと思ひます。答弁書にはっきり出ておる。この答弁書のいわゆる「地元の了解を得ていないのでダム建設に必要な調査は実施していない現状である」という、この答弁書の根拠はどういうところから書かれたのか、河川局長にお尋ねしたい。

○瀬戸山国務大臣 これは政府が答弁したのでから私からひとつ申し上げます。

沼田ダムの問題は、西ヶ久保さん御承知のとおり、十数年来頭の中の問題としていろいろいわれておると思ひます。したがって、ダムをつくるというときには、もちろん県当局あるいは地元の市町村とよく事前に話し合いをしてやるわけです。それから調査に入る。そして具体的になつてここをどうすべきであるとか、ここをこうしてくれとか、こうなさいという話し合いが進むわけでありす。ところが、沼田の場合はあつた地点でありますし、相当影響する範囲が大きい。これは調べなくたってどなたもわかつておるものです。大体そういうところだからそう簡単なものではないといふことはよくわかつておる、そういうことを申し上げておるのです。また地元とも話をしておらぬところでありす。したがって調査もできておりませんから、まだほんとうにこころを申し上げます。ここはこうなつておるというような計画書とか資料はないのですから、そのことを申し上げておるだけで、これは三べんも申し上げておるのですから、この間重ねて申し上げましたように、決してうそ偽りを申し上げたり隠したりしておるというわけではありません。そういう

ことを申し上げておるのですから、御了解願いたい、こういうことです。

○西ヶ久保委員 それでは河川局長にお尋ねしますが、二千万円の調査費、いま申しますように地元から考えるとかなり膨大なものでございす。したがって、これはかなり進んだ調査がおそらく実施されると思う。二千万円という国費をそうむだにお使いになるはずはありません。また、私はダム調査がどのくらいかかるか知りませんが、過去数年間政府も調査していらつしやる。それに積み重ねての二千万円でありすから、最初の二千万円なら別でありすが、三十四年からずっと毎年毎年その調査費をつけて調査をしていらつしやる上に乗つての二千万円でありすから、かなりなものであると思ひます。この二千万円の調査費をどのようにお使いになる予定か、またいつごろから実施をされる予定か、この辺は大体計画があるからでせう。ただどんぶり勘定でされたものではないと思ひます。したがって、この四十一年度の二千万円の調査費というのは、いつごろから調査を始めたかと思ひていらつしやるか、しかもそれはどういふふう調査をされるのか、これはアウトラインでもけつこうですから御説明を願ひます。

○古賀政府委員 ダムの調査費の二千万円は非常に巨額であるといふお話でございすが、この沼田ダムは御承知のとおり、岩本ダムでございすが、日本で一番大きいダムになります。したがひまして、やるとすれば一番大きいダムになります。したがひまして、その調査費の二千万円が妥当であるかどうか、それは非常に巨額な金であるかどうかといふことは、調査をやつてみないとよくわからないわけでは、おそろく過去の小さなダムにおきまして、直轄ダムにおきましては約二千万円程度の予備調査費を使つておられます。それ以上使つておられます。いままで過去三十四年か

ら使ひましたのは、ここに書いてありますとおり水文調査をやつておるわけでありす。水文調

査と申しますのは、水位の解析をやるために観測手当てがあるいは出水状況調査とか、痕跡調査とか、あるいは二十二年のカスリン台風のいろいろなデータを集めるとか、いろいろな問題をやっておるわけでは、したがひまして、利根川全体の治水、利水計画上どういふうぐあひな流量をいふべきであるかといふものは、これは利根川も過去ずっとやってきておる。支川につきましても全体的にそういう問題をやっておるわけでは、これは一番利根川に影響を及ぼすのは、御承知のとおり八斗島から上流が一番大きな流量を示しております。したがひまして、支配的なものは、八斗島における流量を支配する利根川本川でございす。そういう利根川本川につきまして、過去三十四年から調査をやつてきておられます。その一環としまして、ダムの予定地点の、たとえば八津場とか、そういうところにつきましても若干ずつ調査を行なつておるような状況であります。

二千万円につきましては、先ほど地元の了解を得ないといふことは非常に遺憾だといふことでございすけれども、地元の御了解を得られれば、ダム地点の地質調査あるいは地形調査、そういったものを実施したいと思つておられます。

○西ヶ久保委員 そうしますと、地元の調査に対する了解を得なければ調査はしないといふことですか。

○古賀政府委員 この調査を始めるにあたりましては、よく地元とお話ししまして、御了解を得てから実施したいといふふうにご考へます。

○西ヶ久保委員 先ほど瀬戸山大臣は、とにかく準備にも数年かかるし、また、必ずやるべきだといふのに、地元では先ばして反対をするとおっしゃいますけれども、いま河川局長の答弁を聞いておきますと、この二千万円といふものは、これはダム直接の調査費でございす以上は、地元の了解を得なければならぬといふことになる。となりますと、結局、地元の人たちがやはり自分のはだで感じるというか、地元の立場からいへば、その危険をはだで感じておる。それはいい

ま言つたように、いままではまぼろしのダムみたいなことで、できるかできぬかわからぬ心配でありましたけれども、今度は政府もやりたいとおっしゃいます。二千万円の調査費をつけたのだから、これは具体的にやるといふ一つのレベルが敷かれた、こういうわけですね。したがって、私は、やはり先ほど指摘したように、大臣のおっしゃる先づいての心配はなしに、現実には岩本ダムができるのだという心配はこれは当然だと思つて、いまの河川局長の御答弁をお聞きになつても、瀬戸山大臣は、地元の諸君のかなり血ばつた心配と反対の様子が、まだ杞憂に對する何かこう、富士川の合戦じゃありませんが、水鳥の首に逃げた平家の公達の危惧と同じようなものであるというお考えでございましょうか、いかがでしようか。

○瀬戸山国務大臣 まあ、ことばの使い方のよしあしは別にしていただきたいのですが、これはやはり、私が申し上げたことは——たとえばさつきからも産業計画会議が云々と言われます。こまかく、私もひまがないから細部にわたつて研究しております。また、技術の問題もございいますから、私が研究してもわからぬところがございますから、これはよいことだと思ひます。それで、専門家に周知な研究をしてもらわなければ、これはわからない。ただ、産業計画会議が言われておるのは、あの地帯とそう書いてあるかどうか知りませんが、たとえばあれほどのダムをかりにつくる場合には、ばく大な経費がかかると思ふのです。ダムをつくつて水を引いていくだけならそれほどありませんが、あの構想は、たとえばアメリカのテネシーバレーを開発したように、あの地帯全体を開発してみたいという前提に立っているいろいろな構想を立てておられるようです。そういうものは、先ほど赤城山の山ろくといふものは、いわゆる懸石地帯である。私も知つておるのですが、あの懸石地帯で、私どものほうが、一体安心しておられるかどうかどうかと思はれるくらいに、たとえば伊香保温泉の下あた

りは全く掘りくり返して、あれは群馬県でそれではないのですかと私が言ったことがあるのですけれども、そういう地帯、それで一体農業が成り立つかどうか、かくかくのことを研究しなければならぬ。したがって、かりに産業計画会議の皆さんがああいうことをおっしゃつておられるが、そういうことで、先ほど来申し上げておられるように、地元の皆さんの将来をよくする方法があるかどうか、こういうことをあわせて全部やはり地元の皆さんと相談して、なるほどこれはいまの状態じゃだめだ、このダムをつくつて将来かなり——これは日光からささぎの尾瀬が原まで入つての計画になつておりますから、そういうことが可能性があるかどうか、こういうことも考えていかなければならぬ。大事業だと思つておる。ただ、ダム地点をボーリングして岩盤がどうなつておるとか、群馬だかどこかの何とか先生のほうから見ると地質がどうなつておるといふことを新聞を見るとおっしゃつておられますが、そんな簡単なものじゃないと私は思ふ。そういうことを申し上げていろいろこまかく調査をして、そこまで調査しますのには私は二千万や三千万で済む仕事じゃないと思つておる。それはボーリングしたり地質だけを調べるのには相当できると思ひますが、そういう簡単な仕事にはあつたとは思ひませんが、そういう互いに研究していきましよう、こういう態度であります。したがって、ただあつたに二千万つたからそれはたいへんだ、火はついておるじゃないかというようには、率直に言つて、お考えください。そういうことは申し上げておきます。

○蓄ヶ久保委員 瀬戸山大臣のおっしゃることはわかるのですがね。私はわかりますが、先ほど指摘したように、二千万という調査費がそう膨大とも考えません。けれども、いわゆる地元の人は、自分の現在の生活実態からのことを考えます。そうなりますと、河川局長もおっしゃるよう

に、ダムの建設準備費といふものが二千万や三千万じゃ足らぬということもわかるのですよ。さつき申し上げておるうちに、四兆三千億円の予算の一部ですから、それから見てほんとうにささたるものです。しかし沼田あたりの地域住民の経済生活の立場から考えると、これはまた異例の数字です、二千万円という数字は。その人たちは二千万円というのは、自分たちの考えでは及ぶもつたないばく大な金とお考えになるのは当然なんです。それはどの金をつぎ込んで調査を始める以上は、これはもう何といつても、国会でどんな答弁をされようと、私の質問書に對していかなる答弁書をお出しになつても、政府の沼田ダムをやるうという御決意と計画は当然進んでおつて変わらぬのだといふことをはだで感じておるわけですよ。そこで、いま大臣はかなり膨大な開発計画をお考えのようですが、しかしこれも残念ながら、過去の日本の政治の実態では、おっしゃるけれども、できた事実じゃないわけですよ。よくおっしゃるんだ、けれども、事実がない。それも地元民はやはり感じておるのです。したがって、たとえばさつきも言つたように、私どもの先輩である中曾根代議士が、ニュータウン方式といったアメリカ式な、かなりはなばなしのことをおっしゃるけれども、やはりこれにも地元民は食いついていかなないので、日本の國民は過去の政治にだまされていきますから。今度も、したがって私がこう言うのは、一カ月前の二月二十四日の分科会における建設大臣の発言以来、かなり地元がいろいろ面を出しておる。それに対して幾らかでも、政府の立場は少なくとも私の立場から安心をしてもいい、そして少なくとも自分たちの将来に對してそれなりの一つの設計をお持ちになつていただくようなポイントを出していただくべきで、やるというたが質問をするときになつてくる。それでは、先ほど私が言つたように、十数年間はやるかやらないかわからないので心配したけれども、一月前の瀬戸山委員で、大府政府側の意思が出てきた。これはおやりになる意思なんだといふことで、それ

に、ダムの建設準備費といふものが二千万や三千万じゃ足らぬということもわかるのですよ。さつき申し上げておるうちに、四兆三千億円の予算の一部ですから、それから見てほんとうにささたるものです。しかし沼田あたりの地域住民の経済生活の立場から考えると、これはまた異例の数字です、二千万円という数字は。その人たちは二千万円というのは、自分たちの考えでは及ぶもつたないばく大な金とお考えになるのは当然なんです。それはどの金をつぎ込んで調査を始める以上は、これはもう何といつても、国会でどんな答弁をされようと、私の質問書に對していかなる答弁書をお出しになつても、政府の沼田ダムをやるうという御決意と計画は当然進んでおつて変わらぬのだといふことをはだで感じておるわけですよ。そこで、いま大臣はかなり膨大な開発計画をお考えのようですが、しかしこれも残念ながら、過去の日本の政治の実態では、おっしゃるけれども、できた事実じゃないわけですよ。よくおっしゃるんだ、けれども、事実がない。それも地元民はやはり感じておるのです。したがって、たとえばさつきも言つたように、私どもの先輩である中曾根代議士が、ニュータウン方式といったアメリカ式な、かなりはなばなしのことをおっしゃるけれども、やはりこれにも地元民は食いついていかなないので、日本の國民は過去の政治にだまされていきますから。今度も、したがって私がこう言うのは、一カ月前の二月二十四日の分科会における建設大臣の発言以来、かなり地元がいろいろ面を出しておる。それに対して幾らかでも、政府の立場は少なくとも私の立場から安心をしてもいい、そして少なくとも自分たちの将来に對してそれなりの一つの設計をお持ちになつていただくようなポイントを出していただくべきで、やるというたが質問をするときになつてくる。それでは、先ほど私が言つたように、十数年間はやるかやらないかわからないので心配したけれども、一月前の瀬戸山委員で、大府政府側の意思が出てきた。これはおやりになる意思なんだといふことで、それ

ぞれ地元民は県を中心に考えをまとめていったわけですね。しかし、またその途中でぼかして見えなくなりまふと、地元としてはどうしていいかわからない。そこで、せつかく二千万円という、あなたの方の立場からは非常に少ない額であるけれども、地元民が考えると膨大と思ふような調査費がついたのであるから、これをまづどういふふうにお使いになつて、どういふふうに地元と接触をされるのか、あるいは方法としては知事さんや市長さんとお会いになつて調査に對する御協力をお願いすることもありましよう、あるいは私有地であれば、その土地の所有者に對して立ち入りなりボーリングその他の調査をする折衝をされるでしよう、いろいろありましようが、そういう具体的な折衝をいつごろからお始めになるか。これは二千万円とつたのだからやらなければいけないでしょう。やるためにつた金です。そういう具体的な折衝の行動をいつごろから河川局長はお始めになる予定であるか、それを聞きたい。

○古賀政府委員 沼田ダムの調査にかゝる時期の問題でございしますが、これは先ほど大臣からお話がありましたように、早い機会に知事、市長に会いたいとお話もありまふ。そういう状況をわれわれお聞きしまして、それから具体的に地元の御了解を得て入るようになつてお話を。○蓄ヶ久保委員 順序としては、大臣がまず知事と市長等の現地の責任者にお会いになつてお話をされたあとで、具体的な折衝に入りたい、こういうわけですか。

○古賀政府委員 さようでございます。

○蓄ヶ久保委員 そうしますと、これは大臣、やはりあなたの態度が一番大事だと思ふのです。あなたの先ほどからおっしゃることはそれでけっこうですが、これはもう調査費をお使いになるためにはどうしても具体的なスケジュールに入らないわけにいきません。大臣は国会も忙しいとおっしゃるけれども、先ほど来もおっしゃるように、あなたの方の側から見ると、日本の経済発展の立場から非常に重要な一つのポイントでございませ

が、これはいつごろ知事や市長に、このダムを中心にお会いになりたいという御予定をお立てになつておりますか。

○瀬戸山国務大臣 たびたび申し上げておりますが、私は実は早い機会にと思つておるのです。早い機会にと思つておるのですが、国会が御承知のとおり、四月は法案その他で一番多忙なときであり、四月中はちょっと無理かと思ひますが、できれば五月にでもなつたら早い機会にお目にかかつて、市長ばかりではなく、ほかの議会の人等や、また地元の方々の考えも聞きたい、こう思つております。率直に申し上げまして、決して御心配なさるようなやり方はいたしません。開発を主目的にするという基本的な考えを持っておりませんが、それではどういふ開発が可能か、ダムをつくるだけならそれはたいしたことはありませんけれども、あの地帯は私が詳細知つておるわけではございませんから、群馬県の開発計画があるのではないかと、また地元も将来そうなれば非常にけっこうだといふ考えもあるのじやないかと思ひます。そういうことが出来るものかどうか、それでは資金をどうするか、いろいろ具体的になりますと、そういう構想を立てるだけでも一年や二年はかかるのじやないかと私は思ひます。やはりまず地元の皆さんと、永久にあのままでいいのだとおっしゃるのかどうか、しかしそれでは国としては必ずしもいいと思ひないがどうかといういろいろなお話し合いをしてみなければいけないと私は思つておる。そういう意味でお目にかかつてみたい。おそくとも五月にはぜひお目にかかりたいと思つておる。

○西ヶ久保委員 いま御答弁の中に、知事や市長だけでなしに議会関係とか、また進んで——反対同盟等もできておるようでありますが、そういった皆さんの住民の皆さんとも直接お会いになつて、いままでここで概括的にお話しつたお気持ちなりお考えを、最末端のところ、全部とは言いませんが、今後水没したり、たんばや畑を沈ませるといったようなことに直面しておる人たちの代

表とも直に会つてお話し合いをするという御意思もお持ちのようでありますから、もう一ぺんその点……。

○瀬戸山国務大臣 もちろん私はそういうところまでいきたいと思つております。こういうことはよく皆さんの御理解を得ることが大前提であらうと思つておりますから、そういう気持ちでおります。

○西ヶ久保委員 まだかなり質問を用意したのでありますが、時間も過ぎましたし、この件については冒頭に申しましたように、今後たびたびこの委員会に参りましてお聞きしたいと思つてございいます。この点は御了承願ひたいと思つてあります。

最後に、大臣のやりたいというお気持ちも変わつていないようでありまして、それに対してはかなり思い切つた処置もしていきたいという気持ち、これは当然のことだと思ひます。私も大臣にいろいろ質問しておりますが、同郷の先輩であるから言うわけではありませんが、瀬戸山大臣確かに率直な発言は非常に敬服しなければならぬ。しかし問題は、たいへん失礼なんです、大臣も最近の例で見ますとかなりひんぱんにおかわりになるようでありまして、瀬戸山大臣がこの次もし改造があつた場合にそのまゝお残りになることは望まじし、そうあつてほしいのですが、ぜひ大臣が御在任中にこの問題に対する一つのめどをつけるといふことは必要だと思つております。大臣がかわるとこれはまたえらいことになる心配がある。そういう意味で、もし、五月の初めにお会いになるという予定であります、できまゝならば来月中にでも知事とか市長とか議会代表等を東京にお招きになつてお会いになつてもいいわけですか、国会の時間を調整して——喜んで来ると思ふのです。そういうこともできます、できるならば来月早々にもそういう措置をとつて地元との話し合いをまず最初に行なうことも必要かと思ひし、またそれも現在の地元の状態からいふと大切だと思つております。大臣が向こうにいらつしやるこ

ともむろん大事であるし必要でありますけれども、とりあえず第一段階として東京にお呼びいただいて、そのときにはできれば佐藤総理大臣もお会いいただいて話をされるようなきっかけをおつくりになつていただくことはできないものか。

○瀬戸山国務大臣 その方法はいろいろでも私はかまわないと思ひます。ただ私は、そういうものはこちらから出向いていって敬意を表して、そして皆さんの意向を聞くのが道だと思つております。ただ、しかし都合によつては向こうから出向いてくるとおっしゃるならばそれでも決してかまわないという立場でありますから、またいろいろ皆さんと御相談をして、できるだけ早い機会にどちらかにいたしたいと思ひます。やはり地元の模様といふものはある程度聞いておりますから、知事さんの立場、市長さんの立場、地元その他の代表者の立場といふものはあると思ひますから、ただこちらに来てどうだといふような軽率なやり方をしたくないといふ考え方を持っておりますので、いまお話しすることもありますから、そういう点は適当にまた御相談をしたいと思ひます。

これは余談でありますけれども、ひとつ西ヶ久保さんに申し上げておきますが、私はこういう問題は非常に過去いろいろなことをやつてきておる男です。参考までに申し上げておきますが、私がこういう問題について簡単に考えておらないといふことを申し上げるために申し上げるのですけれども、私は大淀川上流の都城に大正十二、三年に発電オンリーのダムをつくつてあそこの二十万住民が三十年苦しい歴史を知つております。そしてそのダムを日本で初めて既設のダムを取り除いて処理した男です。そこまで深刻にもの考へてやつておる男ですから、決して群馬県において仕事をする場合にそういうふうなただあそこの何かつくればいんだ、そう簡単な考えでこの問題を考えておらない男だ、ということは、ぜひ地元の方に伝えてもらひたい。

○西ヶ久保委員 きよりの質問はこれで終わりますが、最後に資料をお願いしたいのです。

それは、最近十年間に建設されたダムの数、その場所、ダム名、それぞれの建設費、これはダム直接の建設費と補償あるいは発電の別の建設費、それから発電設備があるならば、発電箇所、そのダムのどこどこが発電設備を持つてゐるということ、その出力量、それらのダムの計画を發表されてから工事に着手された間の期間、さらに工事に要した期間、こういった資料を早急に御提出をお願いしたいと思つてあります。この資料を要求いたしましたきよりの一応終わりますが、また重ねて今後質問をしますのでよろしく願ひいたします。

○古賀政府委員 最近十年年につくられたダムのいま申された資料につきまして、提出をいたします。

○井原委員長代理 次会は来たる二十五日金曜日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十四分散会

建設委員会議録第十一号中正誤

一	段	行	誤	正
二	三	六	地法財政	地方財政
三	八	二	通過	通過
四	二	七	機	基
五	二	七	二	二
六	二	七	二	二
七	二	七	二	二
八	二	七	二	二
九	二	七	二	二
十	二	七	二	二
十一	二	七	二	二
十二	二	七	二	二
十三	二	七	二	二
十四	二	七	二	二
十五	二	七	二	二
十六	二	七	二	二
十七	二	七	二	二
十八	二	七	二	二
十九	二	七	二	二
二十	二	七	二	二
二十一	二	七	二	二
二十二	二	七	二	二
二十三	二	七	二	二
二十四	二	七	二	二
二十五	二	七	二	二
二十六	二	七	二	二
二十七	二	七	二	二
二十八	二	七	二	二
二十九	二	七	二	二
三十	二	七	二	二
三十一	二	七	二	二
三十二	二	七	二	二
三十三	二	七	二	二
三十四	二	七	二	二
三十五	二	七	二	二
三十六	二	七	二	二
三十七	二	七	二	二
三十八	二	七	二	二
三十九	二	七	二	二
四十	二	七	二	二
四十一	二	七	二	二
四十二	二	七	二	二
四十三	二	七	二	二
四十四	二	七	二	二
四十五	二	七	二	二
四十六	二	七	二	二
四十七	二	七	二	二
四十八	二	七	二	二
四十九	二	七	二	二
五十	二	七	二	二
五十一	二	七	二	二
五十二	二	七	二	二
五十三	二	七	二	二
五十四	二	七	二	二
五十五	二	七	二	二
五十六	二	七	二	二
五十七	二	七	二	二
五十八	二	七	二	二
五十九	二	七	二	二
六十	二	七	二	二
六十一	二	七	二	二
六十二	二	七	二	二
六十三	二	七	二	二
六十四	二	七	二	二
六十五	二	七	二	二
六十六	二	七	二	二
六十七	二	七	二	二
六十八	二	七	二	二
六十九	二	七	二	二
七十	二	七	二	二
七十一	二	七	二	二
七十二	二	七	二	二
七十三	二	七	二	二
七十四	二	七	二	二
七十五	二	七	二	二
七十六	二	七	二	二
七十七	二	七	二	二
七十八	二	七	二	二
七十九	二	七	二	二
八十	二	七	二	二
八十一	二	七	二	二
八十二	二	七	二	二
八十三	二	七	二	二
八十四	二	七	二	二
八十五	二	七	二	二
八十六	二	七	二	二
八十七	二	七	二	二
八十八	二	七	二	二
八十九	二	七	二	二
九十	二	七	二	二
九十一	二	七	二	二
九十二	二	七	二	二
九十三	二	七	二	二
九十四	二	七	二	二
九十五	二	七	二	二
九十六	二	七	二	二
九十七	二	七	二	二
九十八	二	七	二	二
九十九	二	七	二	二
一百	二	七	二	二

